

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 38(オ)476	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 36(ネ)1820
裁判年月日	昭和 40 年 6 月 29 日	原審裁判年月日	昭和 38 年 1 月 22 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 79 号 539 頁		

判示事項	土地の転貸借について黙示の承諾があつたものと認められた事例。
裁判要旨	土地の賃貸人が、賃借人において賃借土地の一部を転貸している事実を知りながら、三年余にわたる賃貸人であつた期間中、なんらの異議を述べないで賃借人から賃料を取り立てていたときは、右転貸について黙示の承諾をしたものと認めるのが相当である。

#### 全 文

##### 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

##### 理 由

上告代理人斎藤俊一の上告理由について。

原判決を前後照合して精読すれば、原審は、挙示の証拠によつて認定した判示諸般の事情に基づいて、訴外Dが被上告人に対し同人のした転貸について黙示の承諾をした事実を認定判示しているものであり、右認定判断は、首肯できるものであつて、その間に所論の違法はない。

所論は、ひつきょう、原審の裁量に属する事実認定を非難するに帰し、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 五鬼上堅磐 裁判官 石坂修一 裁判官 横田正俊 裁判官 柏原語六 裁判官 田中二郎）